田園環境整備マスタープラン作成ガイド

平成 27 年４月

農林水産省　農村振興局　整備部

設計課　計画調整室

目　次

はじめに

Ⅰ．田園環境整備マスタープランについて
１．田園環境整備マスタープランの対象地域 ･･････････････････････････････････ 1
２．田園環境整備マスタープランの内容 ･･･････････････････････････････････････ 2
３．田園環境整備マスタープランの留意事項等 ･･････････････････････････････････ 3
４．田園環境整備マスタープランの見直し ･･････････････････････････････････････ 4

Ⅱ．田園環境整備マスタープランの作成ガイド
１．田園環境整備マスタープランの作成手順 ･･･････････････････････････････････ 5

２．項目別検討内容 ･･ 7
２－１．地域内の環境評価に関する事項 ･･････････････････････････････････････ 7
（１）自然環境調査、社会環境調査 ･･ 9
概要 ･･ 9
調査項目別の整理方法 ･･･ 10
①自然環境調査 ･･ 10
1)気象 ･･･ 10
2)地形・地質 ･･ 12
3)水環境 ･･ 15
4)植物 ･･･ 17
5)動物 ･･･ 24
6)景観 ･･･ 31
②社会環境調査 ･･ 33
1)地域指定 ･･ 33
2)地域指標 ･･ 36
3)観光レクリエーション ･･･ 39
4)土地利用 ･･ 41
5)関連計画 ･･ 42
6)歴史・文化 ･･ 44
（２）地域環境の評価 ･･･ 46

２－２．環境保全の基本方針に関する事項 ･･･････････････････････････････････ 47

２－３．地域の整備計画に関する事項 ･････････････････････････････････････48
（１）環境創造区域、環境配慮区域の設定 ･････････････････････････････････49
（２）環境創造区域、環境配慮区域における整備計画 ･･････････････････････････64

２－４．その他市町村長が必要と認める事項 ･･････････････････････････････････68

【資料編】

１．インターネットで公開されているデータの入手方法 ･･････････････････････資料- 1

２．関係通知
（１）環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について
（平成 14 年２月 14 日付け農林水産事務次官通知（平成 27 年４月９日
一部改正）） ･･資料-16
（２）田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について
（平成 14 年２月 14 日付け農村振興局長、生産局長通知） ････････････････資料-20

※本書に記載した整理例は、事例を示すために作成したもので、緑色の枠で囲んでいます。
また、コラムは、参考となる情報を紹介したもので、青色の枠で囲んでいます。

整理例

【コラム】

はじめに

平成 13 年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と共生する田園環境の創造に向けて、様々な仕組みを整備してきました。

その一環として、平成 14 年に「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について」(平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 2512 号)を制定し、農業農村整備事業等については、地域の合意形成のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を踏まえて実施することとしました。併せて、マスタープランにおいて定められるべき事項について示した「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成 14 年２月 14 日付け 13 農振第 25213 号）を制定しました。

このことを契機として、多くの市町村においてマスタープランの作成が進められ、これに基づいて環境との調和に配慮した事業がこれまで実施されてきました。

一方、これらの仕組みが整備されてから 10 年以上が経過し、地域の自然環境の変化や市町村合併等の社会環境の変化に対応したマスタープランの見直しと内容の充実の必要性が高まっています。

こうしたことから、マスタープランの内容の充実と効率的な作成に資することを目指して、マスタープランにおいて定める事項について、その考え方、作成の手順、参考となる資料等を具体的に示した田園環境整備マスタープラン作成ガイド（以下「ガイド」という。）を取りまとめました。

今後、本ガイドがマスタープランの作成・見直しに携わる現場技術者の参考資料として活用され、マスタープランのより一層の充実が図られることを期待しております。

本ガイドの作成に際し、ご指導いただきました学識経験者の方々を始め、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

ガイドの取扱いについて

本ガイドは、既存の田園環境整備マスタープランの分析、モデル地域での田園環境整備マスタープランの検討を踏まえ、作成したものであり、田園環境整備マスタープランの作成・見直しに当たっては、地域それぞれの自然環境・社会環境等の特徴を踏まえる必要があります。

Ⅰ．田園環境整備マスタープランについて

１．田園環境整備マスタープランの対象地域

マスタープランの対象地域は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項）内となります。

また、農業振興地域以外の地域であっても、生態系の連続性や農道・水路等の施設一体性・連続性を考慮して対象地域を設定することができます。

■マスタープランの対象地域（イメージ）

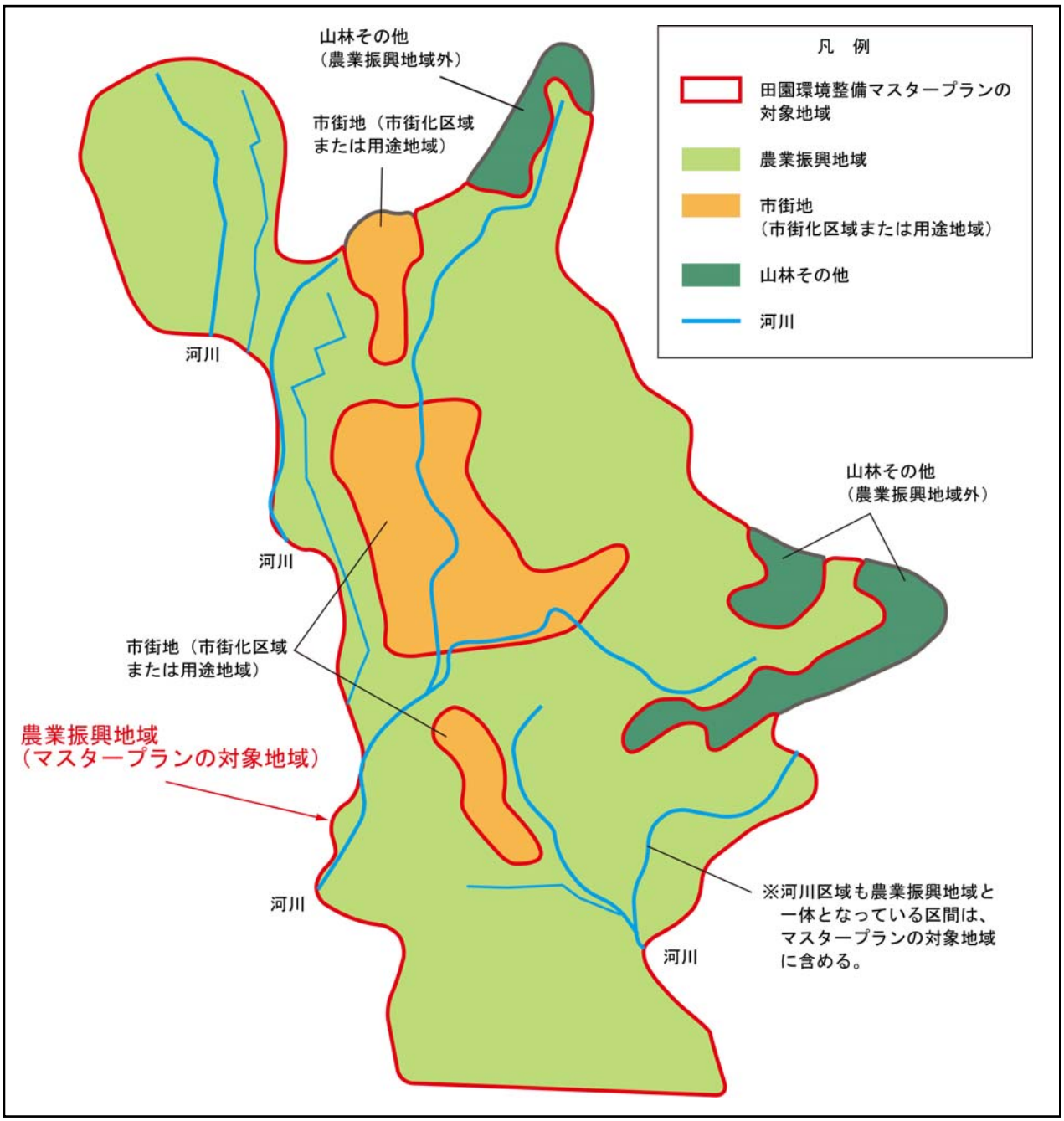

２．田園環境整備マスタープランの内容

マスタープランでは、対象地域における自然環境及び社会環境に係る調査の結果に基づき、①地域内の環境評価に関する事項、②環境保全の基本方針に関する事項、③地域の整備計画に関する事項、④その他市町村長が必要と認める事項について整理します。

①地域内の環境評価に関する事項

自然環境や社会環境に関する調査を実施し、地域内の環境評価について整理します。

②環境保全の基本方針に関する事項

「① 地域内の環境評価に関する事項」を踏まえ、地域内の保全すべき生態系や配慮すべき事項について整理します。

③地域の整備計画に関する事項

「① 地域内の環境評価に関する事項」、「② 環境保全の基本方針に関する事項」を踏まえ、農業農村整備事業の実施に際し、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持するための環境配慮に関する整備計画について記載します。

④その他市町村長が必要と認める事項

環境配慮以外の事項、例えば自然保護活動、環境学習、歴史・文化的側面に関する事項についてマスタープランに記載したい場合は、本項を適用することで、市町村の判断により事項を追加することができます。

３．田園環境整備マスタープランの留意事項等

（１）都道府県、市町村の施策との整合について

マスタープランは、都道府県や市町村の条例等と整合を図る必要があります。

（整合を図るべき条例や計画の例）

条例：環境基本条例、景観条例　等

計画：総合計画、環境基本計画、景観計画、緑の基本計画、生物多様性地域戦略　等

（上記以外にも各種条例や計画がある場合があります。）

（２）対象地域の区分について

対象地域について、「環境創造区域」又は「環境配慮区域」を設定する必要があります。

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、環境配慮区域の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域となります。

「環境配慮区域」は、工事の実施に当たって、環境に与える影響の緩和を図る等環境に配慮する区域であり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域となります。また、地域の特性を踏まえ、生態系のネットワークについて配慮することも必要です。

※詳細については、２－３．地域の整備計画に関する事項（P.48）を参照してください。

４．田園環境整備マスタープランの見直し

マスタープラン作成後に対象地域の自然環境や社会環境の変化等が生じた場合は、マスタープランを見直す必要があります。

見直しが必要になるケースとしては、市町村合併等に伴って総合計画等の上位・関連計画が改訂された時や、時間の経過等により地域の自然環境や社会環境が大きく変化した場合、動植物の生息・生育情報等の蓄積により、保全すべき生態系等が新たに確認された場合等があげられます。

Ⅱ．田園環境整備マスタープランの作成ガイド

１．田園環境整備マスタープランの作成手順

（１）作成手順

マスタープランでは、対象地域における自然環境及び社会環境を踏まえ、「地域内の環境評価に関する事項」、「環境保全の基本方針に関する事項」及び「地域の整備計画に関する事項」を取りまとめます。

具体的には、対象地域における自然環境・社会環境に関する現況調査を行い、その結果を「地域内の環境評価に関する事項」として取りまとめ、これを踏まえ、地域内の環境保全に関する基本的な考え方を「環境保全の基本方針に関する事項」として整理します。

「地域の整備計画に関する事項」では、これらの結果を踏まえ、対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分し、農業農村整備事業を実施する際の環境配慮に関する整備について、その考え方や具体的内容について取りまとめます。

上記以外の地域内の環境保全に関する事項については、「その他市町村長が必要と認める事項」として、市町村の判断により追加することができます。

作成手順をフローで示します。

<<作成フロー>>

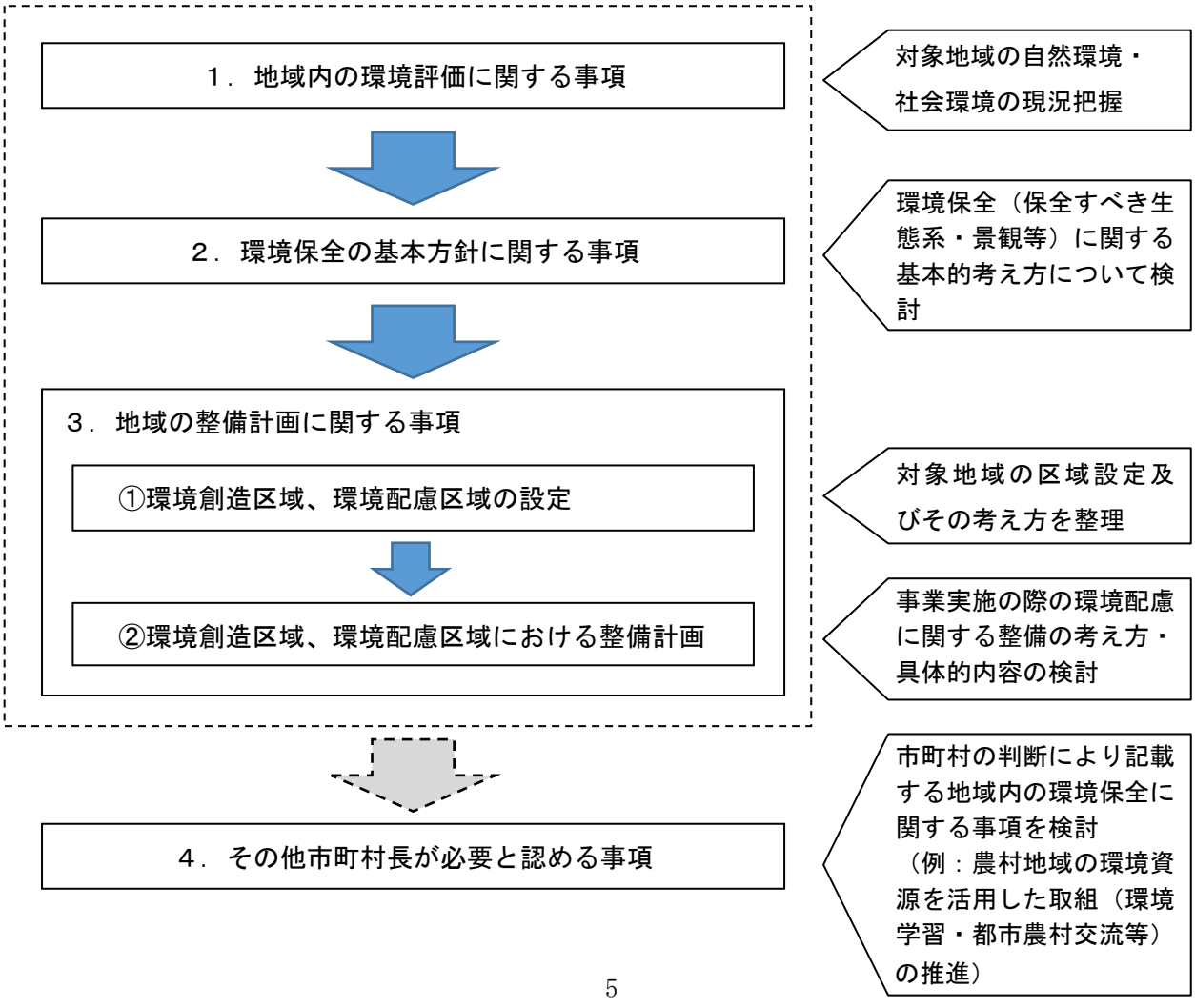

（２）策定体制

マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させることが重要です。

環境は地域によって多様であり、またその捉え方も異なります。このため、地域の実情に即しつつ、調査方法や環境配慮対策について的確に検討を行うため、検討会等を設置することが考えられます。

（検討会の構成例）

学識経験者：大学の研究者、研究機関の職員、博物館・郷土資料館等の学芸員、
高校の理科の教員　等

農家を含めた地域住民：土地改良区、農家、地域住民の代表（自治会組織の代表）　等
環境保全に取り組む団体、NPO　等

行　　政：市町村の農業担当部署、環境担当部署　等

２．項目別検討内容

２－１．地域内の環境評価に関する事項

ここでは、対象地域における自然環境及び社会環境の現況調査を行います。ここで取りまとめた結果は、「環境保全の基本方針」（P.47）を検討する際の基礎資料となりますので、このことを念頭において調査項目を設定することが重要です。

取りまとめに当たっては、既存文献資料や環境に関する市町村等の各種計画を収集し、活用します。

動植物調査では、調査を効率的に行うため、現地調査に先立って動植物の調査データ等の既存文献資料の収集を行うとともに、学識経験者や地元の動植物に詳しい人からの聞き取り調査を行うことが重要です。

聞き取り調査では、調査地域における希少種等動植物の生息・生育情報、冬季における水路の水の有無等四季の生息・生育環境、地域住民による動植物の保全活動等について情報を収集します。これと既存文献資料の情報等を基に、良好な環境や景観等が存在する場所を中心に現地調査を行います。

現地調査に当たっては、「環境創造区域」及び「環境配慮区域」（P.48～）を設定する際の重要な資料となることを念頭に置いて、動植物の生息・生育状況と生息・生育環境を把握することが重要です。

以上の結果を基に、調査項目毎に対象地域における自然環境及び社会環境の現況を把握し、地域環境の評価を記述します。

〈〈作成フロー〉〉

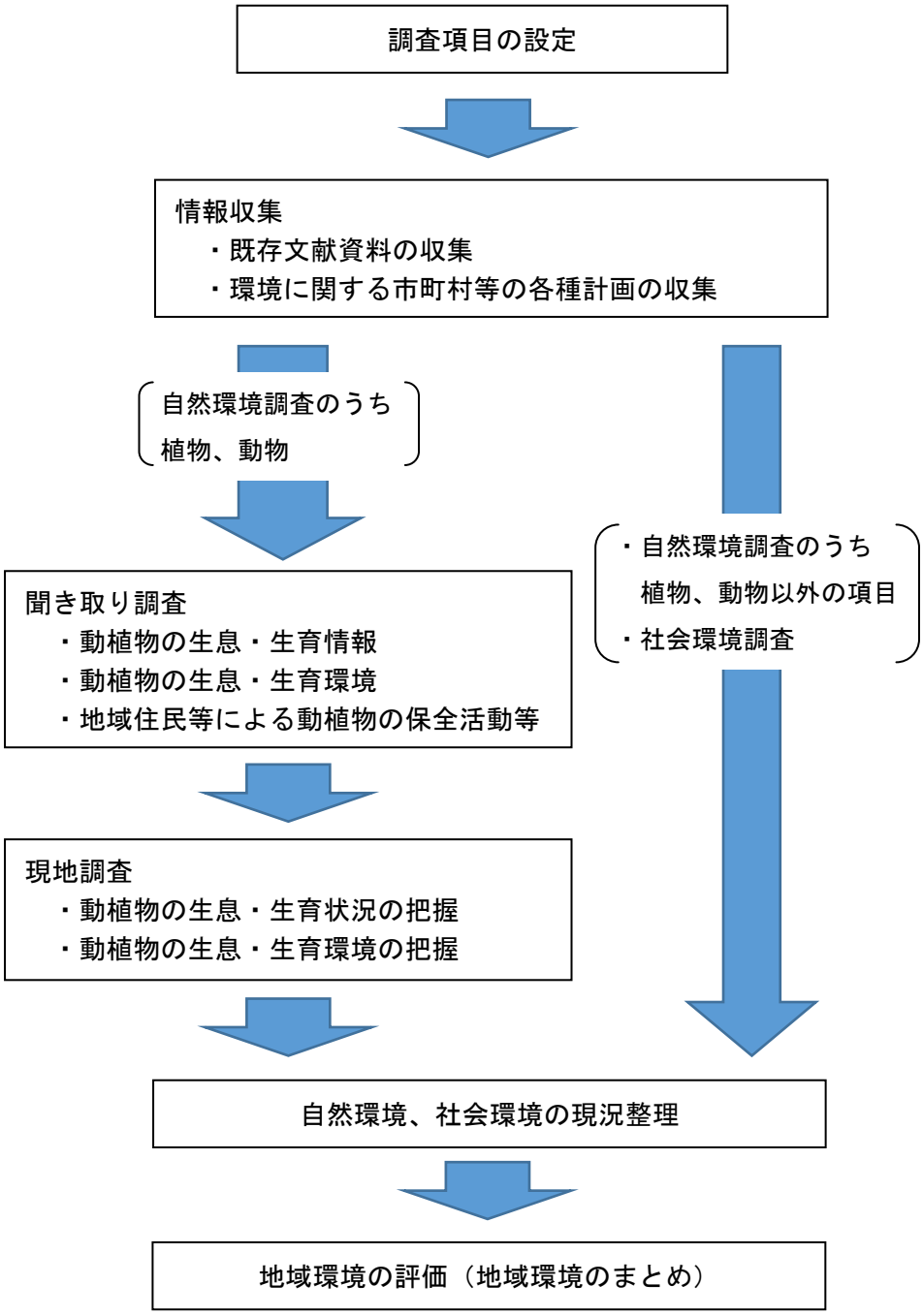
調査項目の設定
情報収集
・既存文献資料の収集
・環境に関する市町村等の各種計画の収集
自然環境調査のうち
植物、動物
・自然環境調査のうち
植物、動物以外の項目
・社会環境調査
聞き取り調査
・動植物の生息・生育情報
・動植物の生息・生育環境
・地域住民等による動植物の保全活動等
現地調査
・動植物の生息・生育状況の把握
・動植物の生息・生育環境の把握
自然環境、社会環境の現況整理
地域環境の評価（地域環境のまとめ）

（１）自然環境調査、社会環境調査

●概　要

ここでは、地域の環境評価を行うために必要な情報を整理します。
標準的な調査項目は、次表に示すとおりとしますが、地域の実情に応じて項目を設定します。

自然環境調査、社会環境調査の標準的な調査項目

項　目	具　体　的　内　容　例
1　自然環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による
	②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による
	②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2　社会環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ﾗﾑｻｰﾙ条約等)
	②国の指定地域(国立公園等)
	③都道府県の指定地域(県立自然公園等)
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造
	④農業の現状及び動向等
(3) 観光レクリエーション	①主要な観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

●調査項目別の整理方法

①自然環境調査

1)気象

ア　調査項目

気象条件は、動植物の生息・生育にとって基礎的な条件となることから、気象庁等で観測している気象データを整理し、対象地域における気象の特徴を把握します。

（例）気　温：月別の平均気温、最高気温、最低気温（平年値）等
　　降水量：月別降水量（平年値）等
　　積　雪：最深積雪（平年値）等

イ　調査方法（文献調査）

市町村の統計資料や総合計画、環境基本計画等に気象の記述がある場合があります。
また、気象庁 HP で、全国の観測地点における過去の気象データを入手できます。

気象に関する主な参考資料（文献）

資料名（例）	作成主体	主な情報※
統計書	市町村、都道府県	主な気象統計データ
総合計画	市町村	市町村における気象の概要
環境基本計画	市町村	市町村における気象の概要

※気象の記載がない場合もあります。

インターネット上で公開されている主な気象データ

資料名	作成主体	主な情報	主なデータ形式	入手方法
過去の気象データ検索	気象庁	全国の気象庁観測地点における降水量、気温、風向・風速、日照時間、最深積雪等	CSV 他	気象庁 HP(資料編参照) http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php

○過去の気象データの表示例（気象庁ホームページ）

※詳細なデータの入手方法・手順については、資料編に詳しく記載しています。

気象の整理例

本市は○○に沿って流れる黒潮の影響を受け、年間を通じて温暖な気候となっている。年間の日照時間は 2,300 時間前後と、全国的にも長い地域である。

○○地域気象観測所による最近 30 年間の平均気温は 16.0℃で、夏冬の気温の差が小さく、冬場でも最低気温は０℃以上と一年を通じて比較的過ごしやすい地域となっている。年降水量は平均 1,723mm で、梅雨（６月）と台風（９～10 月）の時期に降水量が多くなっている。平均風速は 2.3m/s であるが、冬期には「遠州の空っ風」と呼ばれる西北西の季節風が強く吹くという特徴がある。

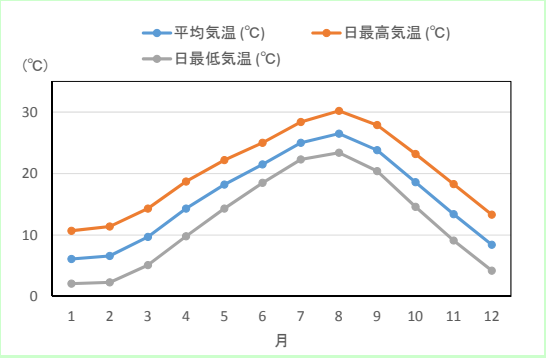

月別気温（平均、最高、最低）

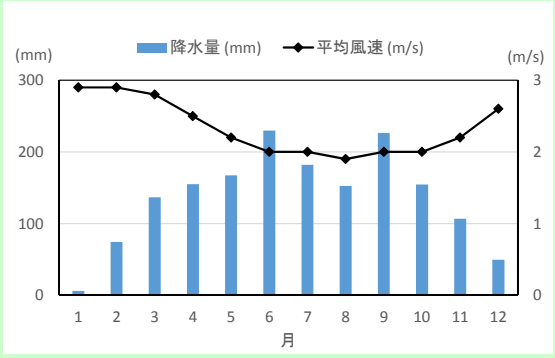

月別降水量、平均風速

気象概要　○○地域気象観測所における平年値（1981～2010 年）　資料：気象庁 HP